

## 役員行動規範

平成18年8月22日承認

1. 役員は、自ら果たすべき義務や責任を十分認識し、その職務に最善を尽くさなければならない。
2. 役員は、業務執行の意思決定に積極的に参加し、業務執行が適正に行われるよう努めなければならない。
3. 役員は、迅速かつ的確に意思決定ができるよう、常に情報収集に努めなければならない。
4. 役員は、経営上の機密を厳に保持しなければならない。
5. 役員は、常に確固たる倫理観と誠実さに基づき、公平かつ公正な行動をとることを心掛けなければならない。
6. 役員は、コンプライアンス（法令等の遵守）の徹底が経営上の重要課題であることを十分に認識し、コンプライアンス態勢の構築に向け、誠実かつ率先垂範して取り組まなければならない。
7. 理事は、理事会の構成員としてお互いの業務執行について監督するとともに、職員の業務執行が適正に行われるよう十分に監督、指導しなければならない。
8. 監事は、業務執行が適正かつ合理的に行われているかを監視し、不適切な業務執行を発見したときは是正の措置をとらなければならない。
9. 理事は、適切かつ有効な内部統制システム・内部けん制システムの構築に努めなければならない。
10. 役員は、役職員のコンプライアンス違反行為を発見した場合は、法律上要求される権限を忠実に実行するとともに、業務の健全化に必要な対応策を迅速に講じなければならない。